

(ヒートポンプ冷暖房機)

第8条の2 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 容易に点検することができる位置に設けること。
- (2) 防振のための措置を講ずること。
- (3) 排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第10号から第14号まで、第16号、第16号の2及び第17号、第2項第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。

【解釈及び運用】

本条は、ヒートポンプ冷暖房機（液体燃料及び気体燃料を使用する内燃機関により、冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備）の内燃機関の位置、構造及び管理の基準を定めたものである。

1 第1項第2号

「防振のための措置」とは、内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と切り離すこと、又はスプリング、ゴム、砂、コルク等により振動を吸収する構造とすることをいう。

2 第1項第3号

- (1) 「排気筒」とは、内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいう。
- (2) 「防火上有効な構造」とは、排気筒の遮熱材を不燃材料にすることのほかに、排気筒を可燃物と接触させないこと、及び排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に排気口を設けないようにすることが含まれる。